

八王子市保護施設指導検査実施方針

1 基本方針

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき認可を受けた保護施設に対し、制度の的確な運用と施設の適正な運営の確保に向け、適正な施設運営、サービスの質及び適切な会計処理に主眼を置いて、指導検査を実施する。

生活保護法、関係法令及び八王子市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第32号）等を基本に、国の通知等を勘案し、重点的かつ効果的に運営指導を実施するとともに指摘事項の発生要因及び是正策等を示し、施設の自律的な運営を促すための具体的な助言、指導を行う。

法令・基準条例等の違反、施設運営に不正又は著しい不当が明らかな場合には、保護施設の社会的役割を踏まえ生活保護制度への信頼維持及び利用者保護のために、公正かつ適切な措置に主眼を置いて監査を実施する。

2 運営指導の重点項目

(1) 適正な施設運営

ア 必要な職員の確保

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 安定した事業運営に向け、研修等による資質の向上、適切な給与水準の確保、労働関係法令の遵守等の職員の処遇改善に努めているか。

イ 安全対策の徹底

(ア) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(イ) 広域避難場所の周知徹底、備蓄物品など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。

(ウ) 感染症・食中毒（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、レジオネラ症、ノロウイルス）の予防対策が徹底されているか。これらが発生した場合、継続的な運営に向けた対応が講じられているか。

(エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合に迅速、的確な対応が図られているか。

ウ 苦情対応の体制整備

(ア) 苦情対応の仕組みの利用者への周知、第三者委員の設置などがなされているか。

(イ) 利用者等からの苦情対応が適切に行われているか。

エ 個人情報の適切な取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びガイドライン等に則った適正な取扱いが確保されているか。

(2) サービスの質

ア 支援内容の充実

- (ア) 支援計画に基づいてサービスが提供されているか。
- (イ) 利用者の個々の状況に応じた支援計画が策定されるとともに必要に応じて見直しが行われているか。
- (ウ) サービスの内容は、自立支援につながるものとなっているか。

イ 人権に配慮した支援

- (ア) 利用者に対し、施設従事者による虐待行為、不適切な支援が行われていないか。
- (イ) 適切な虐待防止策が講じられているか。

ウ 預り金の適正管理

利用者の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 適切な会計処理

- (ア) 会計基準等に則った適切な会計処理がされているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資産管理が適正に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 生活扶助に係る費用等に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により認可を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

4 検査計画

(1) 実施計画

運営指導を実施する時期及び施設を定める実施計画を運営指導開始時までに策定する。

(2) 選定方針

運営指導は、原則として、運営指導実施年度4月1日時点で現存する保護施設とする。

運営指導は、原則毎年度実施するが、運営指導の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、3年に1回の実施となるよう選定する。

監査については、必要により決定する。

5 実施方法

(1) 実施方法

原則として、施設に赴き、面談方式で実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

(2) 班編成

1 検査班当たり、職員 2 人以上の体制とする。

(3) 実施通知

八王子市保護施設指導検査実施要綱第 9 条及び第 11 条の規定に基づき通知又は交付する。

6 関係機関等との連携

(1) 国及び東京都

国及び東京都とともに、施設運営の適正化について、施設指導の立場から連携を図る。

(2) 運営指導所管等

保護施設の認可及び運営指導所管である福祉部生活福祉総務課と連携し、指定の取消等の要件に該当する蓋然性が高い場合に、監査を実施する。